

日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点（案）

【検討の経緯】

平成 24 年 5 月 28 日に文化審議会国語分科会日本語教育小委員会に設置された「課題整理に関するワーキンググループ」が、日本語教育の関係者等からのヒアリング等を踏まえ、平成 25 年 2 月 18 日に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（以下、平成 25 年報告という。）を取りまとめた。ここで整理された 11 の論点のうち、「論点 5. 日本語教育の資格について」「論点 6. 日本語教育人材の養成・研修について」を踏まえ、第 16 期日本語教育小委員会において検討を開始した。

検討の中で「論点 6. 日本語教育人材の養成・研修について」の審議を先に進めることとなり、平成 30 年 3 月 2 日「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を取りまとめた。今期は、「論点 6. 日本語教育人材の養成・研修について」に関して、検討が残された活動分野である就労者、難民等、海外の日本語教育人材の研修の在り方について引き続き審議を行い、取りまとめに向けて一定のめどが立ったことから、「論点 5. 日本語教育の資格について」の審議を再開することとした。

日本語教育人材の資格に関する主な意見（国語分科会への中間報告）

○現在、日本語教育人材に関する資格はないが、国内外での日本語教員採用要件や法務省告示日本語教育機関における教員の要件となっている民間の「日本語教育能力検定試験」などがある。日本語教育人材が多様化する中において、日本語教育の質の維持・向上を図る上で、現在の試験等の在り方で十分か。（平成 25 年報告より）

- 様々な場面や役割で日本語教育人材が、知識や能力を習得・向上させるためのインセンティブとなるような資格の在り方について検討
- 外国人児童生徒等に対する日本語指導を行う人材の養成・研修の内容等の成果物が、教育委員会や学校等に認知され活用されることで、適切な人材が配置されるような仕組み作りが必要
- 実践力のある日本語指導者が資格や修了証を得ることにより、安定的に活躍できるような枠組み作りが必要
- 日本語教育コーディネーターや日本語指導者など、責任を負う立場にある者については、しっかりした資格試験などが必要と思われるが、日本語指導補助者などは資格が必要か否か慎重な検討が必要
- 日本語指導補助者については、資格まではいかないまでも、必要となる研修を受けるような設計も可能

（平成 29 年 2 月 27 日 国語分科会 配布資料

資料 3-2「日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方に関する主な論点の整理」より）

【日本語教育能力の判定に関する意見の整理】

論点 1. 日本語教育人材の日本語教育能力の判定の必要性について

- 国内の日本語教育を行う機関のみならず海外の教育機関及び国内外の外国人材を雇用する企業等から、専門性を有する日本語教師に対する需要が増している。日本語教育分野以外の業界からの需要に対し、一定の日本語教育能力を証明する方策として日本語教育人材の日本語教育能力の判定は必要ではないか。
- 留学生や就労外国人は、限られた時間の中で効率的・効果的に日本語を習いたいと考えており、その需要を満たすことができる日本語教育能力を有する日本語教師を増やす必要があるのではないかと。また、その日本語教師の知識・技能を客観的な指標で可視化できるとよいのではないかと。
- 留学生に対する日本語教育においては、大学や大学院で高等教育を受けるために必要となる日本語だけでなく、専門学校でITや介護などの専門技術を学ぶための日本語、企業で働くための日本語、日本で生活し日本文化に親しむことを目的とした日本語など教育内容は多様である。日本語教師の日本語教育能力の判定の必要性を検討する際には、このような多様な現状を踏まえつつ検討を行う必要があるのではないかと。
- 日本語教育の質の向上や専門人材が求められる一方で、日本語教育の担い手の不足も示唆されている。日本語教育能力の判定の必要性の検討に当たっては、日本語教育人材の裾野を広げるような観点も必要ではないかと。また、仮に新たな資格等を設定する場合には、日本語教育の担い手が減少しないよう、十分な周知期間を設けるなどの配慮が必要ではないかと。
- 海外では、各国それぞれ独自の教師の要件が定められていることから、日本語教育能力の判定の必要性の検討においては、国内で活動する日本語教師を対象に検討することとしてはどうか。
- 近年、日本語教師を目指す者が減っているという指摘がある。日本語教師が社会的に認められた専門的職業として認知されるよう、日本語教師の知識・技能を証明する公的な資格があるとよいのではないかと。また、公的な資格とするだけでなく、日本語教師の処遇改善につながるような雇用の枠組みについても併せて検討する必要があるのではないかと。
- 外国人が日本国内で社会生活を円滑に営むことができるよう、外国人の受入れに関わる機関・団体等をはじめとして多様な場に外国人の日本語学習を支援する日本語教育人材を配置する仕組み等を関係行政機関が協力して検討する必要があるのではないかと。その場合、それぞれの場に対応できる日本語教育人材の日本語教育能力を証明する方策として日本語教育能力の判定が必要となるのではないかと。

- 現在、日本語教師には資格がなく、日本語教師となってから定期的に日本語教育能力の向上を図る機会がない。また、職から一定期間離れた日本語教師が復職する場合の研修等受講の機会もない。日本語教育能力の判定の必要性和併せて、日本語教育能力の向上を図る研修等の場を設けることも検討する必要があるのではないかな。
- 地域の日本語教室においては、多くの日本語教育人材が活躍し活動を支えている。地域の日本語教育人材については、役割毎に日本語教育に関する能力を証明する方策を検討することによって、より一層、地域で活躍できるようになるのではないかな。

論点 2. 日本語教育能力の判定が必要となる日本語教育人材の分野等について

- 日本語教育能力の判定が必要となるのは、各活動分野に分かれる前の、養成修了段階の日本語教師のみで十分ではないかな。
- 平成30年3月の文化審議会国語分科会の報告において、日本語教師（初任）の「生活者としての外国人」や留学生、就労者等の活動分野別に求められる資質・能力及び教育内容が示されている。活動分野別に日本語教師の日本語教育能力の判定が必要ではないかな。
- 大学等に在籍する留学生に対する日本語教師について、教育の質を担保する観点から、日本語教育能力の判定が必要ではないかな。
- 法務省告示の日本語教育機関の日本語教員については、日本語教育機関の教育の質の向上の観点から、日本語教育能力の判定が必要ではないかな。
- 日本語教師個人の日本語教育能力の判定という観点に加え、日本語教育を行う機関の教育の質を確保する観点から、日本語教育機関において、専門性を有する日本語教師を適切に配置しているかが問われるようにする必要があるのではないかな。
- 初任の日本語教師については、既に日本語教師の養成段階を修了していることから、日本語教育能力の判定よりも、当該分野に関する知識・技能を身に付けるための研修を受講する等、資質・能力の向上を促すことが適当ではないかな。
- 日本語教育コーディネーター（主任教員や地域日本語教育コーディネーター）等、責任を負う立場にある者については、日本語教育能力の判定よりも資質・能力の向上のための研修受講機会の提供が必要ではないかな。

- 日本語教育コーディネーターは、既に日本語教師の養成段階を修了し、3～5年（約2400単位時間）以上の日本語教育歴を有していることから、日本語教育能力の判定に加え、より高度な知識・技能を身に付けるための研修を受講する等、資質・能力の向上を促すことが良いのではないかな。
- 地域の日本語教室においては、多くの日本語学習支援者が参加することによって活動が支えられている現状がある。日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し促進する日本語学習支援者には、支援のための研修機会の提供は必要であるが、その知識や技能を判定することはなじまないのではないかな。
- 日本語教師だけではなく、地域の日本語教室等で活躍している日本語学習支援者についても、その能力を証明することによって、より一層活躍できるような仕組みを検討する必要があるのではないかな。

論点3. 法務省告示日本語教育機関の教員の要件について

- 現在、日本語教師の資格はないが、法務省告示の日本語教育機関の日本語教員の要件は定められており、法務省告示の日本語教育機関ではない国内外の多様な機関においても日本語教師の採用条件として同要件が広く用いられていることから、この要件についても併せて検討する必要があるのではないかな。
- 現行の法務省の告示基準に示される教員の要件については、様々な課題が指摘されている。日本語教育機関の教育水準の向上に資するよう、教員要件の見直しが必要ではないかな。
 - ・ 日本語教育能力検定試験合格は教員要件を満たすとされているが、試験で知識面を担保された者については、加えて教育実践力を備えるための教育実習を経験することが必要ではないかな。
 - ・ 420単位時間以上の日本語教育に関する研修については文化庁への届出により一定の質が担保される仕組みがあるが、大学の日本語教師養成課程については、各大学に任されており、大学間で教育内容に差がある。
 - ・ 大学の日本語教員養成課程が副専攻（26単位）として設置されている場合、日本語教育の分野ではない科目にかなりの単位が置き換えられるなど、平成30年3月の文化審議会国語分科会報告に示された「必須の教育内容」が十分周知されていない現状があるのではないかな。

- ・ 文化庁届出の420単位時間以上の日本語教育の研修実施機関に関しても、届出時の書類確認のみであり、その後、一定の知識・技能の習得が担保されている教育の質となっているのか疑問である。
- 現職の法務省告示日本語教育機関の日本語教員については、新たに日本語教育能力を判定する必要はないのではないか。なお、平成30年3月の文化審議会国語分科会の報告において留学生に対する日本語教師のための研修の教育内容等が示されたことから、その内容に基づく研修等の受講機会の提供等により資質・能力の向上を促す必要があるのではないか。
- 現在、法務省告示日本語教育機関の日本語教員は、その教員要件を満たして採用されれば、その後、その日本語教員の資質・能力が確認される機会はない。法務省告示日本語教育機関の日本語教員の要件の確認に加えて、定期的な研修受講等による日本語教員の資質・能力の向上を図る仕組みについても検討する必要があるのではないか。

論点4. 日本語教育能力の判定の方法について

- 日本語教育能力の判定の方法としては、一定の教育を受け、基本的な知識・能力を有することを試験などで客観的に担保することが必要ではないか。
- 日本語教育能力の判定の方法としては、養成段階での体系的な知識の習得部分は、日本語教育能力に関する既存の試験が活用できるのではないか。ただし、平成30年3月の文化審議会国語分科会の報告で示された「必須の教育内容」を踏まえた試験内容である必要があるのではないか。
- 日本語教師には、日本語教育に関する知識だけでなく、教育実践に関する資質・能力が求められることから、試験の合格だけでなく、教育実習を必ず履修するようにすべきではないか。
- 養成修了段階で求められる知識・能力を有することを判定する試験の合格等を要件とする場合には、大学を含む日本語教師養成研修実施機関・団体の教育課程を修了した者については、試験の一部免除など、一定の緩和措置が設けられることが相当ではないか。なお、そのような一定の緩和措置を行うためには、受講生に対する教育の質を担保する観点から、教育課程が適切な教育内容・教育体制であることを確認し認定を行う等の仕組みの検討が必要ではないか。